

各 位

株式会社 関西みらい銀行
株式会社 み な と 銀 行

「不動産修繕資金信託（マイトラスト）」の取扱開始について

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行（社長 菅 哲哉）とみなと銀行（頭取 服部 博明）は、アパート・マンションオーナーのお客さまの安定した賃貸経営の実現をサポートするため、本日より「不動産修繕資金信託（マイトラスト）」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

➤ 不動産修繕資金の支払をパッケージ化した資産承継信託

不動産の修繕・リフォームに関する契約権限をご家族に委任する信託スキームを活用することで、ご家族でも不動産の修繕に必要な資金のお受取りが可能となります。万が一の認知症等発症時にも、修繕資金等の支払いを可能にすることによって、賃貸経営の安定した継続を後押しします。

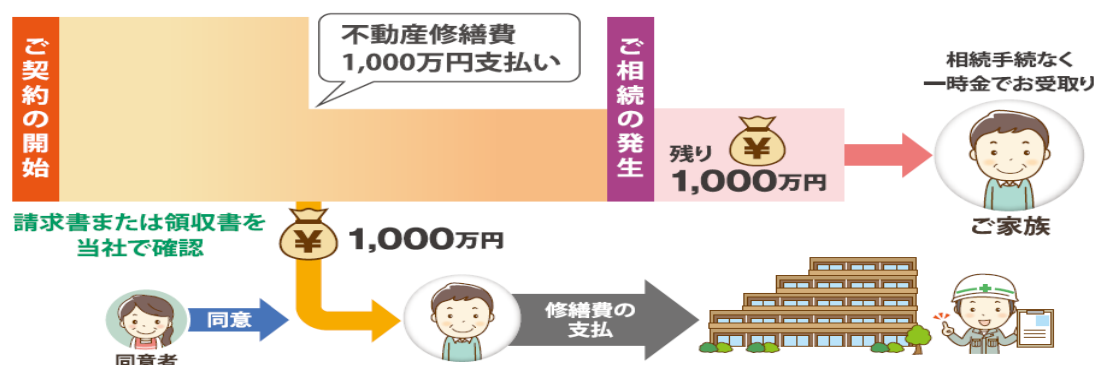
➤ 相続発生時においても円滑な資金移転等を実現し、賃貸経営の承継をサポート

相続発生時のお受取人をあらかじめ指定することで、万が一の場合にも相続手続きを行うことなく、修繕費の支払いや資金のお受取りが可能となります。突然の相続発生に対しても、計画的な修繕の実施やご資金の移転が可能となり、円滑な賃貸経営の承継を実現します。

※ 関西みらい銀行とみなと銀行はりそな銀行の信託代理店です。

【イメージ図】

■ ご契約額2,000万円の例



【商品概要】

商 品 名	不動産修繕資金信託（マイトラスト）
取 扱 金 額	1,000 万円以上
払 い 戻 し	不動産修繕費、医療・介護等事前に決めた使い道のみ
代 理 人	配偶者または直系卑属（子・孫）
同 意 者	代理人以外の配偶者または直系卑属（子・孫）
追 加 入 金	可能（所定のお手数料を頂戴します）
契約締結・追加入金時 お 手 数 料 （信託報酬（税込））	2,000 万円以下の部分：3.3% 2,000 万円超～5,000 万円以下の部分：2.2% 5,000 万円超の部分：1.1%

以 上